

## 新型コロナウイルス感染症の影響に伴うガス料金の特別措置について (都市ガス供給地区)

山口合同ガスは、新型コロナウイルス感染症の影響に伴い、資源エネルギー庁から「新型コロナウイルスの感染症の影響を踏まえたガス料金の支払猶予等に係る要請について」が発出されたことを受け、新型コロナウイルス感染拡大の影響により、生活福祉資金貸付制度の「緊急小口資金」及び「総合支援資金」の特例措置に基づく貸付を受けたお客さまで、お客さまから当社に申し出があった場合には、ガス料金の特別措置（お支払い期限の延長）を実施いたします。

特別措置による供給条件については、以下の通りです。

### 1. 特別措置対象のお客さま

新型コロナウイルス感染拡大の影響により、生活福祉資金貸付制度の「緊急小口資金」及び「総合支援資金」の特例措置に基づく貸付を受けたお客さまで、一時的なガス料金のお支払いの延長を当社にお申し出いただいたお客さま

### 2. 特別措置の内容

お申し出いただいたお客さまの2020年2月検針分（支払期限日<sup>※</sup>が2020年3月25日以降となるもの）、3月検針分及び4月検針分の各ガス料金の支払期限日をそれぞれ1か月間延長いたします。

※ 支払期限日

検針日の翌日から30日目を行います。ガス料金のお支払いが、支払期限日を経過しても支払されない場合は、支払期限日の翌日から支払日までの期間に応じて延滞利息（1日あたり0.0274%）を申し受けます。

### 3. お客さまからのお申し出開始日（適用開始日）

2020年3月25日（水） 8時30分から受付いたします。

### 4. お問い合わせ先

最寄りの弊社事業所の料金担当までお願いいたします。

下関支店（083）223-2111 宇部支店（0836）31-0141 山口支店（083）922-7500  
防府支店（0835）22-0026 徳山支店（0834）28-6000

受付時間：8時30分から17時15分

以上